

独立行政法人情報処理推進機構行政支出見直し計画

平成 21 年 6 月 9 日

独立行政法人 情報処理推進機構

本計画は、不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることは最重要の課題であることから、当機構において、自律的に行政支出の見直しに取り組むための基本的事項を定めるものである。

なお、当機構においては、中期計画及び年度計画において業務運営の効率化を掲げ、業務運営の見直しに取り組んできたところであるが、これまでに実行してきた行政支出の見直しに資する各種の取組みについては、本計画と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図る。

I. 業務実施の重点的な見直し等

1. 公益法人への支出

(1) 基本的な考え方

当機構から公益法人への支出について、徹底した見直しを行い、平成 20 年度契約実績額において、対 18 年度契約実績比 5 割以上の削減を実施した。引き続き、公益法人への支出を抑制するよう努める。

(2) 具体的な取組み

- ① 一般競争入札等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、以下の取組みを行う。【引き続き実施】
 - 入札参加資格の見直し
 - 適切な公告期間・事業単位の設定
 - 技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定 等
- ② 公益法人への支出について、支出先・内容・金額・契約方式等の情報を、当機構の Web サイトで公表する。【平成 21 年度から実施】

2. 調査費及び広報経費

(1) 基本的な考え方

調査費及び広報経費について、事業の必要性をゼロベースで見直すこと等により効果的かつ効率的に事業を実施する。

(2) 具体的な取組み

- ① 調査報告書について、特定の個人又は法人の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として当機構の Web サイトで公表する。【引き続き実施】
- ② 広報事業において、ノベルティグッズの作成・配布、タレントの起用について、実施機関として真に必要な場合等を除き、原則として禁止する。【引き続き実施】
- ③ 調査費及び広報経費について、支出先・内容・金額・明細・契約方式の情報を、当機構の Web サイトで公表する。【平成 21 年度から実施】

3. 事務経費

(1) 基本的な考え方

従来よりレクリエーション経費の支出は行っていない。また、深夜タクシー代については、平成 20 年度実績において、対 19 年度実績比 3 割以上の削減を実施した。引き続き、事務経費の節約に努める。

(2) 具体的な取組み

- ① 深夜タクシーの使用について、タクシー使用の承認審査を厳格に行うとともに、24 時半以降の使用への限定、タクシー乗車券の領収書の受領・提出等を実施する。【引き続き実施】
- ② 深夜タクシー代の支出の状況について、四半期毎に当機構の Web サイトで公表する。【平成 21 年度から実施】
- ③ 従来よりマッサージチェア等の運動・健康器具の購入を含むレクリエーション経費の支出は行っていない。【引き続き実施】
- ④ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底することなどにより、出張旅費の更なる効率化に努める。【引き続き実施】
- ⑤ 以上のほか、公用車、定期購読図書等についても、経済産業省行政効率化推進計画等に沿って、引き続き事務経費の削減に努める。【引き続き実施】

Ⅱ. 契約手続の適正化

1. 競争性のある契約方式への移行

(1) 基本的な考え方

随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争入札等に移行し、平成 20 年度において競争性のない随意契約の占める割合について同計画で定めた目標を達成した。引き続き、競争性のない随意契約の抑制に努める

(2) 具体的な取組み

- ① 当機構の行う契約について、随意契約を行おうとする場合には、財務部との協議を行わなければならないこととし、財務部は、「公共調達 of 適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）等に従って、随意契約を認めることが適当か否かを審査する。【引き続き実施】
- ② 平成 20 年度に競争性のない随意契約を行った事業について、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果を当機構の Web サイトで公表する。【平成 20 年度前期分については平成 21 年 2 月に実施済、平成 20 年度後期分については平成 21 年 6 月までに実施】
- ③ 情報処理技術者試験実施事業のうち、地域支部が実施している試験会場の確保・試験運營業務等について、平成 19 年度から取り組んでいる市場化テスト（民間競争入札）（四国、沖縄、中国支部で実施済み。）を地域拡大（平成 21 年度は、北海道、東北、九州支部について実施予定。最終的には全支部にて実施予定。）しつつ引き続き実施する。また、市場化テストの結果を踏まえ、問題がない場合には、該当支部を廃止（四国、沖縄支部は既に廃止済み。平成 21 年度は、中国支部を廃止予定。）する。【引き続き実施】

2. 実質的な競争性の確保

(1) 基本的な考え方

一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行した事業であっても、一者応札・応募等、実質的な競争原理が働いていない事業が見受けられる。こうした事態が生じている理由として考えられる以下のような事項を解消するための取組みを行い、実質的な競争性の確保を図る。

- ・事業者が提案を行うために必要な期間を確保できていない。

- ・仕様書・公募要領が抽象的で、当機構の求める事業成果や事業規模があいまいであるため、特に受注実績のない事業者にとって、提案をしづらい事態が生じている。
- ・事業期間が極端に短かったり、事業規模が極端に大きいため、特に比較的規模の小さい事業者にとって、提案をしづらい事態が生じている。

(2) 具体的な取組み

- ① 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、以下の取組みを行う。
- 事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、引き続き可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する。

具体的には、以下の期間の設定を基本とする。

【平成 21 年 5 月から実施】

	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) ソフトウェア開発（新規性が高いもの）等	10 日間	20 日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業（例、ソフトウェア開発 <上記イ以外>、調査、広報等）	5 日間	15 日間
ハ) イ及びロ以外の事業（例、印刷、物品購入等）	3 日間 (説明会を行わないことも可)	7 日間

- ② 事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取組みを行う。
- 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提

供する。【平成 21 年度から実施】

- ③ 人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、以下の取組みを行う。
- 第 4 四半期の事業執行については、事業者が事業の実施に支障を来たさぬよう事業期間等を十分考慮する。【引き続き実施】
 - 一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。【引き続き実施】

3. より良い提案の受け入れ

(1) 基本的な考え方

事業の専門化、複雑化の傾向に対応するためには、外部の事業者の専門的な知見、技術、設備等を活用する必要がある。このように高度に専門的な事業については、いかに安く調達するかだけでなく、いかにして一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するか（VFM ; Value For Money）が重要である。そのため、外部の事業者のより良い提案を適切に評価するための措置を講じるとともに、外部の事業者の積極的な参入を促すため、機構の調達に伴う事務を効率的に実施するよう努める。

(2) 具体的な取組み

- ① 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【平成 21 年度から実施】 <再掲>
- ② 一般競争入札（総合評価落札方式）、企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取組みを行う。また、価格面の競争のない企画競争については、事業者選定における外部有識者の関与の積極化を図る。【引き続き実施】

Ⅲ. 行政支出の見直しを促進するための環境整備

(1) 基本的な考え方

行政支出の見直しの取組みを一過性のものとすることなく、継続的に行っていくことが重要である。そのため、理事長以下、役員及び管理部門（総務部、財務部、戦略企画部）を中心に、事業実施の必要性の精査や執行状況の把握等を行い、中期計画及び年度計画を策定しているところであるが、更に、当機構職員の意識を改革するとともに、外部からの情報や提言を積極的に受け入れる環境を整備する。

(2) 具体的な取組み

- ① 業績・能力評価において、業務改革の取組に対する評価を適切に実施する。【引き続き実施】
- ② 当機構のイントラネット上に設置している問合せ窓口を活用（仕事の生産性向上に資する情報、提案、疑問等を当機構職員から幅広く募集）して、当機構における行政支出の見直しに資する情報や提案を当機構内から幅広く収集する。【平成 21 年度から実施】
- ③ 当機構内の職員向け研修において、中期計画及び年度計画の取組みや会計検査院の決算検査報告のうち当機構として注意すべき事項等を周知するための研修カリキュラムを盛り込む。【引き続き実施】
- ④ 会計検査院の決算検査報告等について、当機構として注意すべき事項の周知徹底を行う。また、当機構の支出全般に当てはまる事項については、内部監査の監査項目に反映させるとともに、契約事務マニュアルに反映させる等の取組みを行う。【引き続き実施】
- ⑤ 当機構の Web サイト上に設置されている「お問い合わせ」
(<https://www.ipa.go.jp/about/inquiry/mailform01.html>)
を活用して、当機構における行政支出の見直しに資する情報や提案を国民から幅広く募集する。【平成 21 年度から実施】
また、毎年度、100 者以上の外部有識者・利用者に対するヒアリングを実施し、業務実績に対する評価や今後注力すべき分野等についての要望・意見を聴取する。【引き続き実施】
- ⑥ 年度計画の策定に際し、各部署からの事業実施要望における執行実績及び実施の必要性を十分に検討の上、理事長による予算配賦及び実施事業の調整等を行う。
また、執行実績を月次で把握するとともに、上期終了時点で事業実施状況の確認を行い、その結果を踏まえた下期の実行計画の策定を行う。【引き続き実施】

- ⑦ 組織全体のみならず職員一人一人が無駄の削減へ緊張感をもって取り組み、また、その取組意欲を継続するためには、その結果を国民に広く明らかにし、透明性を高めることが重要である。

具体的には、無駄の削減のための取組実績が記載された業務実績報告書、その外部評価結果である独立行政法人評価委員会評価結果、これらの実績や評価を踏まえた年度計画などを Web サイトで公表する。【引き続き実施】

- ⑧ 第二期中期目標に掲げられた業務経費等効率化目標、総人件費改革への対応を含め、行政支出の無駄の削減に向けた取組内容及び削減結果について、業務実績評価に際し、経済産業省や独立行政法人評価委員会へ報告し、意見・指摘を受ける。【引き続き実施】

以上